

消費税 軽減税率 早わかり講座

平成30年度消費税軽減税率対策窓口相談等事業

消費税軽減税率・価格転嫁対策

初心者のための
Q&A講座

Q&Aですべてが分かる超簡単講座

～消費税10%までに何ができるか、何を準備しなければならないのか？～

平成31年10月の消費税増税まで残り約1年となりました。消費税10%引き上げに合わせ、一部の品目の税率を8%とする「消費税軽減税率制度」が創設されました。この制度は全事業者が理解していないとなります。

本セミナーではすべての事業者が理解しておかなければならない同制度について分かりやすく学びます。

講師紹介

西村伸郎氏

ジャイロ総合コンサルティング(株)
取締役会長



大阪大学大学院卒業後、富士ゼロックス入社。退職後、経営コンサルタントとして活動し現在では中小企業を中心に多数の社長の参謀役として活躍する一方、企業研修や公的機関のセミナー講師を務めている。中小企業診断士。

机上の空論なしの実践カリキュラム

- 軽減税率・税率アップの基本
- 軽減税率にまつわる設問 (Q&A方式にて全員で考える)
- POSレジアプリについて 質疑応答 ほか

詳細は裏面参照

日時:平成30年11月7日(水)
14:00～16:00

会場:因島商工会議所 4階ホール

受講料:無料

対象者:すべての事業者

定員:40名 ※申込み先着順

主催:因島商工会議所

受講申込書

お申込みは TEL、FAX、メールにてお願いいたします。

TEL. 0845-22-2211 FAX. 0845-22-6033

因島商工会議所(担当 指導課 松浦)

事業所名		業種	
所在地		従業員数	
受講者名	①	②	電話番号

消費税軽減税率 早わかり講座

～消費税10%までに何ができるか、何を準備しなければならないのか?～

【カリキュラム】

オリエンテーション(講師紹介、講座の目的確認など)	—
軽減税率・税率アップの基本 <ul style="list-style-type: none">・ 消費税の仕組み(基本のおさらい)・ 消費税軽減税率制度とは(対象品目、経理処理等)・ 将来導入予定のインボイス制度とは・ 消費税率引上げに伴う経過措置とは・ 消費税転嫁対策特別措置法とは・ 軽減税率導入に伴う資金繰りについて	政府等の提供するパンフレットなどに基づき、消費税の仕組や軽減税率制度、及び将来導入予定のインボイス制度について学びます。また、軽減税率導入に伴う実務的な注意点について確認します。
軽減税率にまつわる 12 の設問 <ol style="list-style-type: none">1 ケータリングサービスは外食扱いになる2 屋台のたい焼きやは外食扱いになる3 セット商品(果物・容器)の税率は軽減される4 新聞は軽減税率が適用され、電子版も同様に5 軽減税率は複雑なので、導入された国は少ない6 みなし課税は売上 1,000 万以下の業者が対象7 セルフ形式の飲食コーナーでの税率はそのまま8 メーカーでは軽減税率は考えなくても良い9 レジ導入の補助金申請は今からでも可能10 価格は外税表示・税抜表示のどちらでも良い11 8%で契約し、10%で課税される工事がある12 下請業者への外注費は経過措置が適用される	身近な事象から軽減税率 について学び、同制度の導入が一部の事業者だけでなく、全事業者に関係 することを実感していただきます。また、消費税率引き上げに伴う注意点についても再確認します。 ※質問に対し、受講者が Yes or No 形式で回答します。正解がどちらか、なぜ正解なのかをとことん解説します。
POSレジアプリについて	—
まとめ・質疑応答	—